

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大同リサーチ&アクティブオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

大同リサーチ&アクティブオープン

ただし、愛称として「RAO（らお）」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額^{*}とします。

＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

2.75%(税抜2.5%)を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年9月27日から2026年3月27日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数に乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

<商品分類の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<属性区分の定義>

その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

③ファンドの特色

大同リサーチ&アクティブ マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、実質的にわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

リサーチ（個別企業の調査分析）を基に、アクティブに個別銘柄選択を行います。

Research(リサーチ)

- ・ 個別企業調査分析(リサーチ)に基づく株式投資対象ユニバースの作成
- ・ マクロ・セミマクロ経済分析に基づく業種配分の決定

Active(アクティブ)

- ・ 委託会社が長年の運用で培ったノウハウを駆使し運用を行います。
- ・ 東証株価指数（TOPIX）^{*1}をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ・ ボトム・アップ・アプローチ^{*2}により財務体質、技術力、競争力等の観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- ・ 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

*1 東証株価指数（TOPIX）とは、株式会社J P X総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

東証株価指数（TOPIX）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。

J P Xは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

J P Xは、東証株価指数（TOPIX）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。

J P Xは、東証株価指数（TOPIX）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、東証株価指数（TOPIX）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではありません。J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。

J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。

*2 ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした個別銘柄選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

④信託金限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

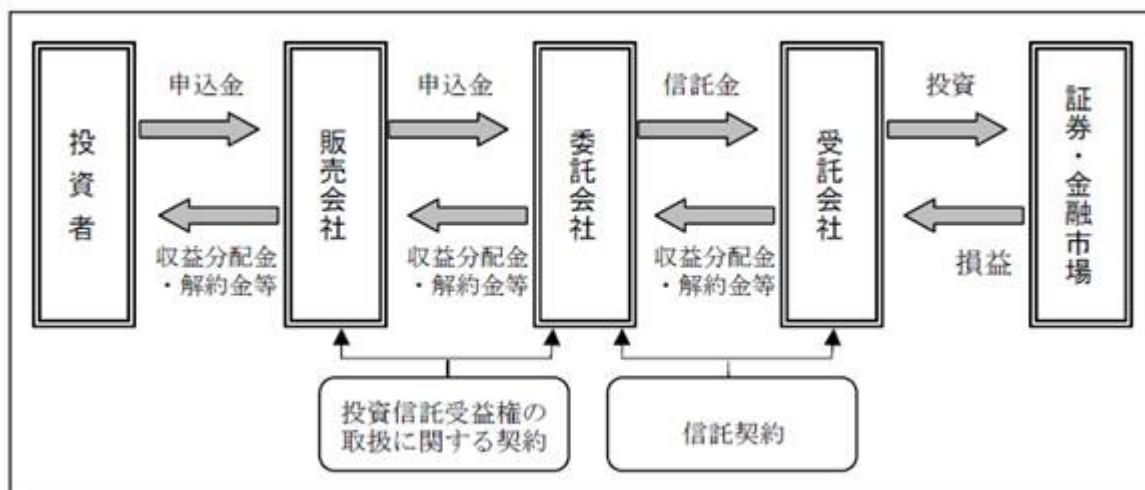
(2) 【ファンドの沿革】

1999年6月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

2002年3月22日 ファミリーファンド方式への移行

（３）【ファンドの仕組み】

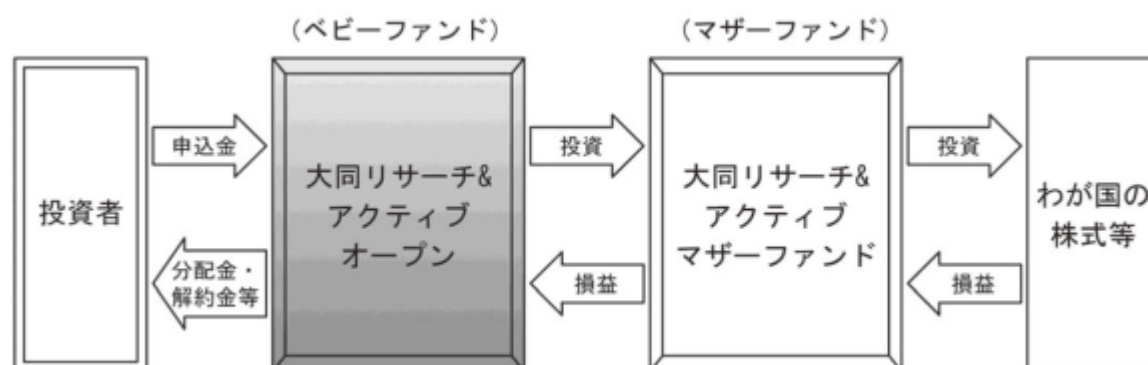
①ファンドの仕組み



②ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1)信託財産の保管・管理・計算

(2)委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1)受益権の募集・販売の取扱い

(2)受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4)目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

a. 資本金

2025年7月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2025年7月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

＜基本方針＞

この信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜投資対象＞

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式、店頭登録株式および大同リサーチ&アクティブ マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

- ①主としてマザーファンド受益証券に投資します。マザーファンドにおいては、わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②ボトム・アップ・アプローチにより財務体質・技術力・競争力などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。
※ボトム・アップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析をもとにした個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。
- ③業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。
- ④株式の実質組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- ⑤株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ⑦なお、信託財産に属する資産の有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに外国の市場において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（２）【投資対象】

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券
 - (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - (3) 金銭債権
 - (4) 約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（マザーファンドおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドへ投資することを指図できます。
 - (1) 株券または新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (6) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - (7) コマーシャル・ペーパー

- (8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (9) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、(2)から(8)までの証券の性質を有するもの
- (10) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (11) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

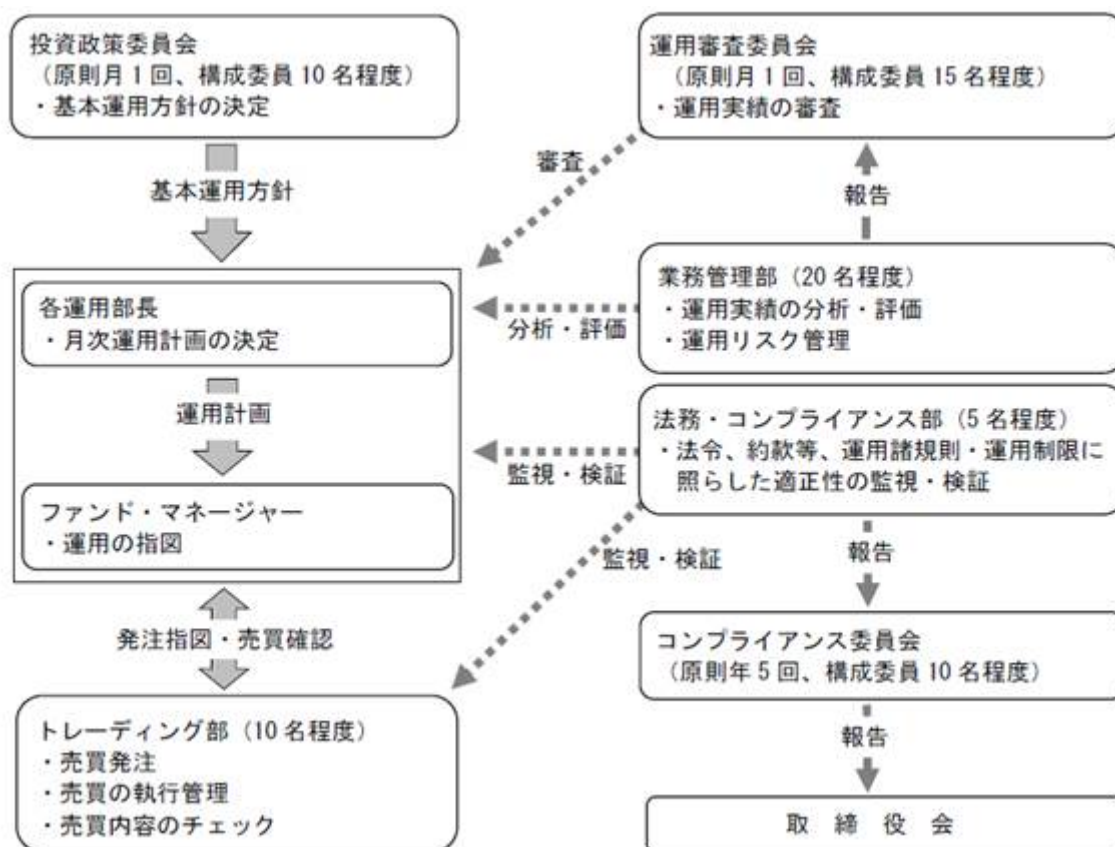
なお、(1)の証券または証書を以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券および(9)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で(5)の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を受託会社から定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2025年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として6月29日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

①分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

②分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

①ファンドの信託約款に基づく投資制限

a. 株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資は行いません。

c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

e. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクの回避等を目的として、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

h. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2) (1)の資金借入額は、次の①から③に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

①換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

②換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

③借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) (2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

j. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

k. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

※上記の信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）大同リサーチ&アクティブ マザーファンドの概要

（1）投資方針

<基本方針>

この信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

<投資対象>

わが国の金融商品取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

<投資態度>

- ①わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②ボトム・アップ・アプローチにより財務体質・技術力・競争力などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。
- ③業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。
- ④株式の組入比率は高位に保つことを基本方針とします。
- ⑤TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ⑥なお、信託財産に属する資産の有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに外国の市場において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。
- ⑦資金動向、市況動向に急激な変化が生じた時や、残存信託期間、信託財産規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）投資対象

①投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1) 有価証券

(2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

(3) 金銭債権

(4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(1) 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

a. 株券または新株引受権証書

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

f. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

g. コマーシャル・ペーパー

h. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

i. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、bからhまでの証券の性質を有するもの

j. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、aの証券または証書を以下「株式」といい、bからfまでの証券およびiの証券のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f. 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

(3) 投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資は行いません。

⑦有価証券先物取引等は、約款の範囲内で行います。

⑧委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

- ⑨ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. aの資金借入額は、次の(1)から(3)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- (1) 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- (2) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
- (3) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. bの借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ⑩ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

① 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

② 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

③ 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

④ 流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ③大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ④ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- ⑤マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。

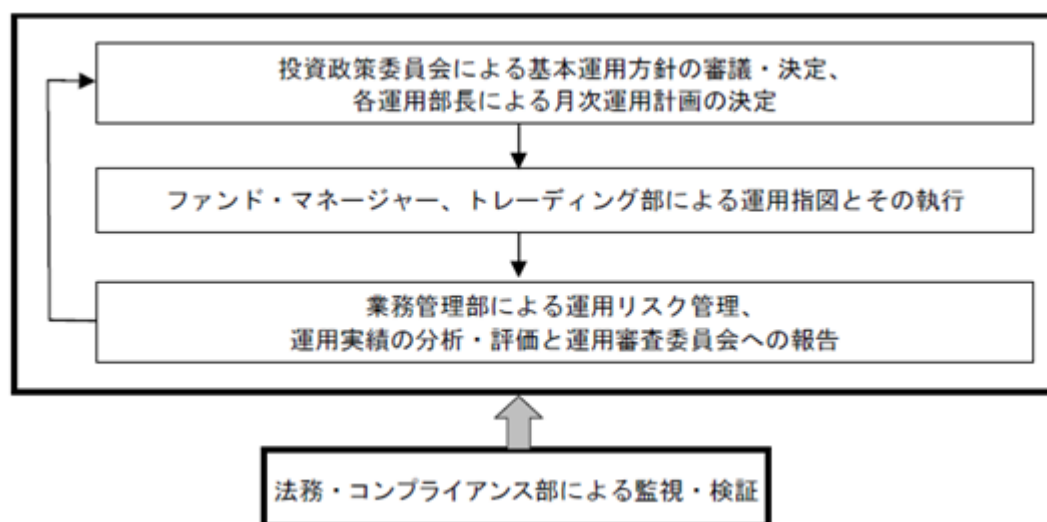
また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。

なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

具体的な委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2025年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

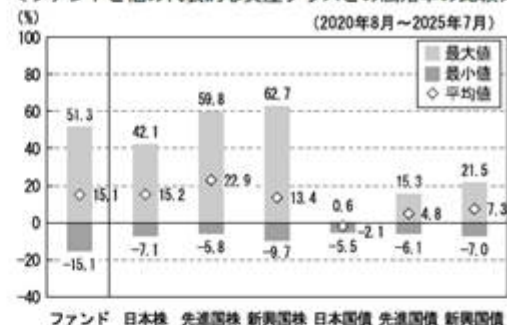
※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を起点として指数化したものです。

※右のグラフは、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2025年7月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド（円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、株式会社 J P X 総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産権その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド（円ベース）

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

2.75%（税抜2.5%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。ただし、換金の際には、換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.54%（税抜1.4%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の分配については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

（年率・税抜）

純資産総額	支払先	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分		0.70%	0.60%	0.10%
100億円超200億円以下の部分		0.65%	0.65%	
200億円超の部分		0.60%	0.70%	

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

③組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの成長投資枠（特定非課税管理勘定）の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となる制度です。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いについては、2025年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.55%	1.54%	0.01%

※対象期間は2024年7月2日～2025年6月30日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2025年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,188	99.89
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	4	0.11
合計（純資産総額）	—	3,192	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****イ．評価額上位銘柄（全銘柄）**

（2025年7月31日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量 (口)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	大同リサーチ&アクティブ マザーファンド	523,832,140	5.9458 3,114,601,139	6.0862 3,188,147,170	99.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2025年7月31日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

2025年7月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第17期 計算期間 (2016年6月29日現在)	2,778	2,778	0.9807	0.9807
第18期 計算期間 (2017年6月29日現在)	2,941	2,988	1.2389	1.2589
第19期 計算期間 (2018年6月29日現在)	3,271	3,319	1.3589	1.3789
第20期 計算期間 (2019年7月1日現在)	3,098	3,147	1.2728	1.2928
第21期 計算期間 (2020年6月29日現在)	1,649	1,672	1.4211	1.4411
第22期 計算期間 (2021年6月29日現在)	2,106	2,129	1.7965	1.8165
第23期 計算期間 (2022年6月29日現在)	1,983	2,006	1.6634	1.6834
第24期 計算期間 (2023年6月29日現在)	2,266	2,290	1.8896	1.9096
第25期 計算期間 (2024年7月1日現在)	2,888	2,936	2.4034	2.4434
2024年7月末日	2,889	—	2.3727	—
2024年8月末日	2,834	—	2.3253	—
2024年9月末日	2,825	—	2.3186	—
2024年10月末日	2,849	—	2.3388	—
2024年11月末日	2,873	—	2.3574	—
2024年12月末日	2,969	—	2.4353	—
2025年1月末日	2,988	—	2.4513	—
2025年2月末日	2,791	—	2.2908	—
2025年3月末日	2,813	—	2.3080	—
2025年4月末日	2,848	—	2.3366	—
2025年5月末日	3,038	—	2.4916	—
第26期 計算期間 (2025年6月30日現在)	3,082	3,131	2.5280	2.5680
2025年6月末日	3,082	—	2.5280	—
2025年7月末日	3,192	—	2.5842	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第17期 計算期間（2016年6月29日）	0.0000
第18期 計算期間（2017年6月29日）	0.0200
第19期 計算期間（2018年6月29日）	0.0200
第20期 計算期間（2019年7月1日）	0.0200
第21期 計算期間（2020年6月29日）	0.0200
第22期 計算期間（2021年6月29日）	0.0200
第23期 計算期間（2022年6月29日）	0.0200
第24期 計算期間（2023年6月29日）	0.0200
第25期 計算期間（2024年7月1日）	0.0400
第26期 計算期間（2025年6月30日）	0.0400

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第17期 計算期間（2015年6月30日 ～ 2016年6月29日）	△18.63
第18期 計算期間（2016年6月30日 ～ 2017年6月29日）	28.37
第19期 計算期間（2017年6月30日 ～ 2018年6月29日）	11.30
第20期 計算期間（2018年6月30日 ～ 2019年7月1日）	△4.86
第21期 計算期間（2019年7月2日 ～ 2020年6月29日）	13.22
第22期 計算期間（2020年6月30日 ～ 2021年6月29日）	27.82
第23期 計算期間（2021年6月30日 ～ 2022年6月29日）	△6.30
第24期 計算期間（2022年6月30日 ～ 2023年6月29日）	14.80
第25期 計算期間（2023年6月30日 ～ 2024年7月1日）	29.31
第26期 計算期間（2024年7月2日 ～ 2025年6月30日）	6.85

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第17期 計算期間（2015年6月30日 ～ 2016年6月29日）	48,473,428	17,928,282
第18期 計算期間（2016年6月30日 ～ 2017年6月29日）	9,823,379	468,974,302
第19期 計算期間（2017年6月30日 ～ 2018年6月29日）	55,291,566	21,893,252
第20期 計算期間（2018年6月30日 ～ 2019年7月1日）	40,452,965	13,330,546
第21期 計算期間（2019年7月2日 ～ 2020年6月29日）	47,806,970	1,321,535,572
第22期 計算期間（2020年6月30日 ～ 2021年6月29日）	33,585,789	22,031,718
第23期 計算期間（2021年6月30日 ～ 2022年6月29日）	32,413,707	12,580,836
第24期 計算期間（2022年6月30日 ～ 2023年6月29日）	25,940,708	18,465,892
第25期 計算期間（2023年6月30日 ～ 2024年7月1日）	20,067,960	17,620,959
第26期 計算期間（2024年7月2日～ 2025年6月30日）	28,123,725	10,693,419

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）大同リサーチ&アクティブ マザーファンドの状況**（１）投資状況**

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2025年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	3,136	98.36
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	52	1.64
合計（純資産総額）	—	3,188	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

(2025年7月31日現在)

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数 量 (株)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	銀行業	三菱UFJフィナンシャル・グループ	65,700	1,982.99 130,282,945	2,110.50 138,659,850	4.35
2	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	14,300	7,555.35 108,041,580	7,933.00 113,441,900	3.56
3	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	28,100	3,729.57 104,801,166	3,682.00 103,464,200	3.25
4	日本	株式	電気機器	日本電気	22,000	4,218.40 92,804,937	4,399.00 96,778,000	3.04
5	日本	株式	電気機器	富士通	27,800	3,513.73 97,681,743	3,305.00 91,879,000	2.88
6	日本	株式	電気機器	日立製作所	19,400	4,203.58 81,549,580	4,697.00 91,121,800	2.86
7	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	3,100	27,680.00 85,808,000	27,330.00 84,723,000	2.66
8	日本	株式	銀行業	三井住友フィナンシャルグループ	21,500	3,634.09 78,133,081	3,855.00 82,882,500	2.60
9	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	28,900	2,779.02 80,313,802	2,696.50 77,928,850	2.44
10	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	12,300	6,110.16 75,154,992	6,124.00 75,325,200	2.36
11	日本	株式	機械	三菱重工業	20,300	3,610.00 73,283,000	3,630.00 73,689,000	2.31
12	日本	株式	非鉄金属	フジクラ	6,800	7,572.67 51,494,213	10,375.00 70,550,000	2.21
13	日本	株式	機械	ディスコ	1,500	42,630.00 63,945,000	45,550.00 68,325,000	2.14
14	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	7,500	8,535.00 64,012,500	9,052.00 67,890,000	2.13
15	日本	株式	電気機器	キーエンス	1,200	57,840.00 69,408,000	55,200.00 66,240,000	2.08
16	日本	株式	電気機器	三菱電機	19,500	3,087.58 60,207,987	3,342.00 65,169,000	2.04
17	日本	株式	小売業	ファーストリテイリング	1,400	48,683.29 68,156,617	46,380.00 64,932,000	2.04
18	日本	株式	不動産業	三井不動産	46,700	1,395.00 65,146,500	1,358.50 63,441,950	1.99

19	日本	株式	化学	信越化学工業	14,200	4,772.22 67,765,632	4,395.00 62,409,000	1.96
20	日本	株式	化学	東京応化工業	14,100	4,200.00 59,220,000	4,162.00 58,684,200	1.84
21	日本	株式	情報・通信業	KDDI	23,300	2,479.94 57,782,651	2,485.50 57,912,150	1.82
22	日本	株式	精密機器	HOYA	2,900	17,155.00 49,749,500	19,180.00 55,622,000	1.74
23	日本	株式	小売業	パン・パシフィック・ インターナショナル ホールディングス	10,600	4,958.66 52,561,796	5,069.00 53,731,400	1.69
24	日本	株式	電気機器	ニデック	18,300	2,804.44 51,321,356	2,913.00 53,307,900	1.67
25	日本	株式	情報・通信業	野村総合研究所	8,700	5,781.28 50,297,142	6,019.00 52,365,300	1.64
26	日本	株式	サービス業	シグマクシス・ホール ディングス	43,200	1,253.76 54,162,781	1,211.00 52,315,200	1.64
27	日本	株式	保険業	第一生命ホールディン グス	42,800	1,095.89 46,904,426	1,203.50 51,509,800	1.62
28	日本	株式	その他製品	イトーキ	20,500	2,188.15 44,857,195	2,331.00 47,785,500	1.50
29	日本	株式	小売業	ジンズホールディング ス	5,700	8,540.00 48,678,000	8,050.00 45,885,000	1.44
30	日本	株式	建設業	九電工	7,000	5,975.15 41,826,050	6,457.00 45,199,000	1.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2025年7月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率 (%)
株式	電気機器	21.37
株式	サービス業	8.06
株式	銀行業	7.93
株式	情報・通信業	7.34
株式	小売業	7.15
株式	機械	6.59
株式	化学	5.12
株式	輸送用機器	4.18
株式	建設業	4.10
株式	保険業	3.98
株式	卸売業	3.56
株式	食料品	3.07
株式	非鉄金属	3.05
株式	不動産業	2.92
株式	その他製品	2.68
株式	医薬品	2.29
株式	精密機器	1.99
株式	繊維製品	1.38
株式	その他金融業	1.06
株式	陸運業	0.55
合計		98.36

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

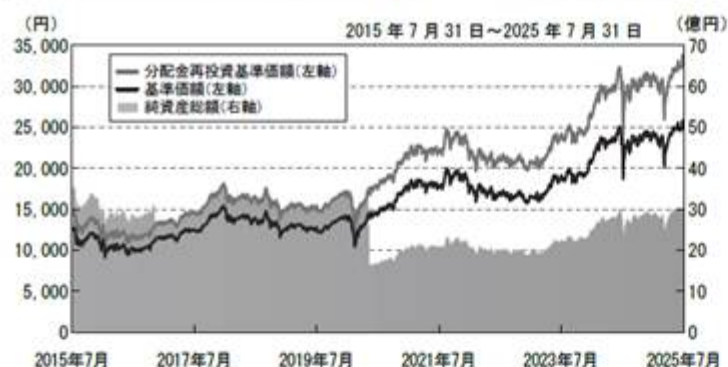
該当事項はありません。

- ③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) 運用実績

(2025年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年6月	400円
2024年7月	400円
2023年6月	200円
2022年6月	200円
2021年6月	200円
設定来累計	3,820円

主要な資産の状況

◎組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 63)	業種	比率
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.3%
伊藤忠商事	卸売業	3.6%
ソニーグループ	電気機器	3.2%
日本電気	電気機器	3.0%
富士通	電気機器	2.9%
日立製作所	電気機器	2.9%
東京エレクトロン	電気機器	2.7%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.6%
トヨタ自動車	輸送用機器	2.4%
東京海上ホールディングス	保険業	2.4%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

◎投資比率

株式	98.2%
現金・預金等	1.8%
合計	100.0%

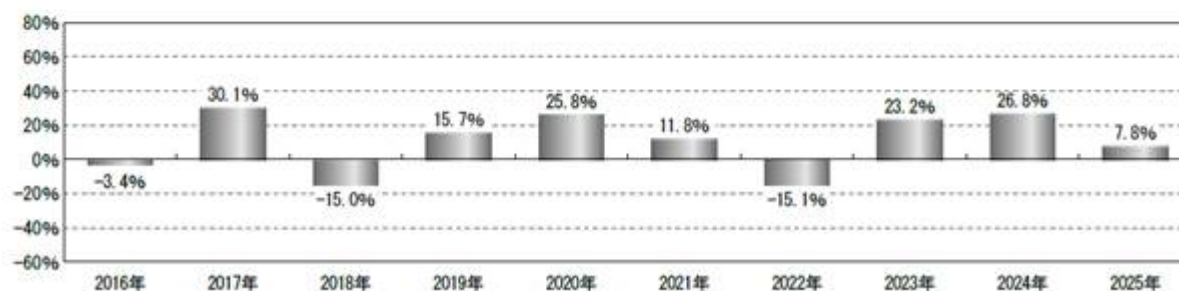
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

◎組入上位業種

業種	比率
電気機器	21.4%
サービス業	8.1%
銀行業	7.9%
情報・通信業	7.3%
小売業	7.1%

※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年は年初から7月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。
購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。申込単位および取扱いコースは販売会社により異なりますのでご注意ください。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。
＊これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- ③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ④ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑤申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- ⑥購入申込者は購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。
- ⑦金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。
換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。
*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- ⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。
- ⑨信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①ファンドの主な投資対象

・マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

・株式：原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年6月30日から翌年6月29日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、後述「②信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasst.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第26期計算期間(2024年7月2日から2025年6月30日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

大同リサーチ&アクティブオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 (2024年7月1日現在)	第26期 (2025年6月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,333,481	74,432,856
親投資信託受益証券	2,885,316,288	3,079,050,644
未収利息	106	916
流動資産合計	2,957,649,875	3,153,484,416
資産合計	2,957,649,875	3,153,484,416
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	48,071,729	48,768,942
未払解約金	406	381,795
未払受託者報酬	1,504,821	1,571,297
未払委託者報酬	19,562,636	20,426,799
その他未払費用	150,421	157,074
流動負債合計	69,290,013	71,305,907
負債合計	69,290,013	71,305,907
純資産の部		
元本等		
元本	1,201,793,245	1,219,223,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,686,566,617	1,862,954,958
（分配準備積立金）	1,626,674,737	1,764,787,734
元本等合計	2,888,359,862	3,082,178,509
純資産合計	2,888,359,862	3,082,178,509
負債純資産合計	2,957,649,875	3,153,484,416

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 (自 2023年6月30日 至 2024年7月1日)	第26期 (自 2024年7月2日 至 2025年6月30日)
営業収益		
受取利息	2,969	45,664
有価証券売買等損益	706,651,265	244,334,356
営業収益合計	706,654,234	244,380,020
営業費用		
支払利息	4,026	—
受託者報酬	2,766,799	3,149,154
委託者報酬	35,968,331	40,938,860
その他費用	276,552	314,798
営業費用合計	39,015,708	44,402,812
営業利益	667,638,526	199,977,208
経常利益	667,638,526	199,977,208
当期純利益	667,638,526	199,977,208
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,216,203	△1,048,797
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,066,950,488	1,686,566,617
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,863,003	39,062,918
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,863,003	39,062,918
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,597,468	14,931,640
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,597,468	14,931,640
分配金	48,071,729	48,768,942
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,686,566,617	1,862,954,958

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が休日のため、当計算期間は、2024年7月2日からとなっており、また、当計算期間の期末が休日のため、2025年6月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 (2024年7月1日現在)	第26期 (2025年6月30日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,201,793,245口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,219,223,551口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.4034円 (1万口当たり純資産額 24,034円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.5280円 (1万口当たり純資産額 25,280円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第25期 (自 2023年6月30日 至 2024年7月1日)	第26期 (自 2024年7月2日 至 2025年6月30日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(663,417,680円)、収益調整金(141,300,731円)、及び分配準備積立金(1,011,328,786円)より、分配対象収益は1,816,047,197円(1万口当たり15,111円)であり、うち48,071,729円(1万口当たり400円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(36,783円)、費用控除後有価証券売買等損益(200,988,197円)、収益調整金(181,158,909円)、及び分配準備積立金(1,612,531,696円)より、分配対象収益は1,994,715,585円(1万口当たり16,360円)であり、うち48,768,942円(1万口当たり400円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第25期 (自 2023年6月30日 至 2024年7月1日)	第26期 (自 2024年7月2日 至 2025年6月30日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第25期 (2024年7月1日現在)	第26期 (2025年6月30日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 (自 2023年6月30日 至 2024年7月1日)	第26期 (自 2024年7月2日 至 2025年6月30日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別 項 目	第25期 (自 2023年6月30日 至 2024年7月1日)	第26期 (自 2024年7月2日 至 2025年6月30日)
期首元本額	1,199,346,244 円	1,201,793,245 円
期中追加設定元本額	20,067,960 円	28,123,725 円
期中一部解約元本額	17,620,959 円	10,693,419 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第25期（自 2023年6月30日 至 2024年7月1日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	689,151,801 円
合計	689,151,801 円

第26期（自 2024年7月2日 至 2025年6月30日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	242,043,378 円
合計	242,043,378 円

3 デリバティブ取引関係

第25期（自 2023年6月30日 至 2024年7月1日）

該当事項はありません。

第26期（自 2024年7月2日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（2025年6月30日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	大同リサーチ&アクティブ マザーファンド	517,739,847	3,079,050,644	
合計		517,739,847	3,079,050,644	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) 大同リサーチ&アクティブ マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「大同リサーチ&アクティブ マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(2024年7月1日現在)	(2025年6月30日現在)
科 目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,862,336	29,029,060
株式	2,851,052,910	3,043,612,550
未収入金	—	18,667,383
未収配当金	5,382,150	6,963,100
未収利息	42	357
流動資産合計	2,885,297,438	3,098,272,450
資産合計	2,885,297,438	3,098,272,450
負債の部		
流動負債		
未払金	—	19,243,713
流動負債合計	—	19,243,713
負債合計	—	19,243,713
純資産の部		
元本等		
元本	526,632,892	517,739,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,358,664,546	2,561,288,890
元本等合計	2,885,297,438	3,079,028,737
純資産合計	2,885,297,438	3,079,028,737
負債純資産合計	2,885,297,438	3,098,272,450

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2024年7月1日現在)	(2025年6月30日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 526,632,892口	1 計算期間の末日における受益権の総数 517,739,847口

2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
5.4788円 54,788円)	5.9471円 59,471円)

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2024年7月1日現在)	(2025年6月30日現在)
期首元本額	542,686,383 円	526,632,892 円
期中追加設定元本額	4,853,436 円	7,768,939 円
期中一部解約元本額	20,906,927 円	16,661,984 円
期末元本額	526,632,892 円	517,739,847 円
元本の内訳*		
大同リサーチ&アクティ ブオープン	526,632,892 円	517,739,847 円
合計	526,632,892 円	517,739,847 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2023年6月30日 至 2024年7月1日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	2,851,052,910 円	550,831,858 円
合計	2,851,052,910 円	550,831,858 円

（自 2024年7月2日 至 2025年6月30日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	3,043,612,550 円	326,616,130 円
合計	3,043,612,550 円	326,616,130 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2023年6月30日 至 2024年7月1日）

該当事項はありません。

（自 2024年7月2日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

(2025年6月30日現在)

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
住友林業	2,700	1,458.50	3,937,950	
積水ハウス	13,900	3,183.00	44,243,700	
九電工	8,900	5,971.00	53,141,900	
不二製油	15,500	2,825.00	43,787,500	
味の素	8,000	3,909.00	31,272,000	
ニチレイ	11,300	1,885.00	21,300,500	
東レ	42,300	987.80	41,783,940	
クラレ	7,800	1,835.00	14,313,000	
信越化学工業	14,100	4,772.00	67,285,200	
東京応化工業	14,100	4,200.00	59,220,000	
富士フイルムホールディングス	8,600	3,142.00	27,021,200	
中外製薬	4,200	7,525.00	31,605,000	
第一三共	11,000	3,365.00	37,015,000	
フジクラ	6,700	7,571.00	50,725,700	
ディスコ	1,500	42,630.00	63,945,000	
小松製作所	9,900	4,737.00	46,896,300	
三菱重工業	29,600	3,610.00	106,856,000	
日立製作所	19,000	4,205.00	79,895,000	
富士電機	3,500	6,654.00	23,289,000	
ニデック	18,200	2,805.00	51,051,000	
日本電気	21,900	4,219.00	92,396,100	
富士通	27,500	3,515.00	96,662,500	
ソニーグループ	27,900	3,730.00	104,067,000	
キーエンス	1,200	57,840.00	69,408,000	
シスメックス	900	2,514.00	2,262,600	
東京エレクトロン	3,100	27,680.00	85,808,000	
川崎重工業	4,800	10,900.00	52,320,000	
トヨタ自動車	6,500	2,493.00	16,204,500	
スズキ	33,800	1,743.00	58,913,400	
テルモ	4,900	2,650.00	12,985,000	
HOYA	2,900	17,155.00	49,749,500	
バンダイナムコホールディングス	7,600	5,171.00	39,299,600	
イトーキ	20,200	2,187.00	44,177,400	
東日本旅客鉄道	5,300	3,108.00	16,472,400	
九州旅客鉄道	2,600	3,726.00	9,687,600	
インターネットイニシアティブ	9,300	2,843.00	26,439,900	
野村総合研究所	8,600	5,783.00	49,733,800	
オービックビジネスコンサルタント	7,800	8,537.00	66,588,600	
KDDI	23,100	2,480.00	57,288,000	
カプコン	7,800	4,933.00	38,477,400	
コナミグループ	3,100	22,815.00	70,726,500	
伊藤忠商事	14,100	7,556.00	106,539,600	
パルグループホールディングス	5,100	3,605.00	18,385,500	

ジンズホールディングス	5,700	8,540.00	48,678,000	
パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	15,500	4,959.00	76,864,500	
サイゼリヤ	4,500	5,000.00	22,500,000	
ファーストリテイリング	1,200	49,520.00	59,424,000	
楽天銀行	4,400	6,615.00	29,106,000	
三菱UFJフィナンシャル・グ ループ	65,300	1,983.00	129,489,900	
三井住友フィナンシャルグルー プ	21,400	3,634.00	77,767,600	
第一生命ホールディングス	42,500	1,096.00	46,580,000	
東京海上ホールディングス	12,200	6,111.00	74,554,200	
オリックス	9,900	3,260.00	32,274,000	
野村不動産ホールディングス	35,200	843.80	29,701,760	
三井不動産	46,700	1,395.00	65,146,500	
エス・エム・エス	8,500	1,483.50	12,609,750	
ラウンドワン	27,200	1,472.00	40,038,400	
シグマックス・ホールディング ス	42,900	1,254.00	53,796,600	
リクルートホールディングス	7,500	8,535.00	64,012,500	
リログループ	13,700	1,708.50	23,406,450	
共立メンテナンス	11,100	3,524.00	39,116,400	
建設技術研究所	12,600	2,807.00	35,368,200	
合計	888,800		3,043,612,550	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2025年7月31日現在)

I 資産総額	3,195,750,215 円
II 負債総額	4,102,523 円
III 純資産総額（I－II）	3,191,647,692 円
IV 発行済数量	1,235,043,103 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	2.5842 円

(参考) 大同リサーチ&アクティブ マザーファンド

I 資産総額	3,188,147,796 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	3,188,147,796 円
IV 発行済数量	523,832,140 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	6.0862 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2025年7月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

①経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等を実施し、その結果をコンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2025年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年7月末日現在、255本であり、その純資産総額の合計は923,703百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	120本	443,107百万円
単位型株式投資信託	86本	326,959百万円
単位型公社債投資信託	49本	153,638百万円
合計	255本	923,703百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金・預金			5,243,788		5,454,528
2. 前払費用			84,385		69,182
3. 未収入金			11		—
4. 未収委託者報酬			786,210		756,629
5. 未収運用受託報酬			372,799		489,494
6. その他			28,389		28,812
流動資産計			6,515,585		6,798,648
II 固定資産					
1. 有形固定資産			80,377		100,183
(1) 建物	※ 1	58,177		53,959	
(2) 器具備品	※ 1	22,132		46,174	
(3) その他	※ 1	67		50	
2. 無形固定資産			59,615		51,975
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		51,914		40,444	
(3) ソフトウェア仮勘定		4,837		8,668	
3. 投資その他の資産			377,814		412,303
(1) 投資有価証券		73,082		41,389	
(2) 長期差入保証金		94,383		89,090	
(3) 繰延税金資産		201,452		237,131	
(4) 長期前払費用		8,896		44,692	
固定資産計			517,807		564,462
資産合計			7,033,392		7,363,110

		前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			8,230		1,562
2. 未払金			313,073		301,446
(1) 未払収益分配金		2,477		2,752	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		253,964		238,844	
(4) その他未払金		56,629		59,847	
3. 未払費用			383,553		409,819
4. 未払法人税等			37,418		99,440
5. 未払消費税等			47,112		64,603
6. 賞与引当金			217,291		262,025
7. 役員賞与引当金			9,000		9,000
流動負債計			1,015,679		1,147,897
II 固定負債					
1. 退職給付引当金			458,579		470,763
2. 役員退職慰労引当金			9,625		12,325
固定負債計			468,204		483,088
負債合計			1,483,883		1,630,985
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			4,160,606		4,353,829
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		847,816		1,041,039	
株主資本計			5,538,274		5,731,497
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価 差額金			11,234		627
評価・換算差額等計			11,234		627
純資産合計			5,549,509		5,732,125
負債・純資産合計			7,033,392		7,363,110

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益					
1. 委託者報酬			3,815,873		3,919,250
2. 運用受託報酬			1,371,210		1,854,086
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			30,018		30,931
営業収益計			5,227,102		5,814,269
II 営業費用					
1. 支払手数料			1,314,653		1,379,158
2. 広告宣伝費			449		1,056
3. 調査費			1,462,653		1,581,027
(1) 調査費		78,433		80,482	
(2) 委託調査費		938,128		997,135	
(3) 情報機器関連費		445,204		502,485	
(4) 図書費		887		923	
4. 委託計算費			202,225		201,819
5. 営業雑経費			87,513		89,830
(1) 通信費		8,752		7,532	
(2) 印刷費		68,725		71,381	
(3) 協会費		5,403		5,768	
(4) 諸会費		4,632		5,147	
営業費用計			3,067,495		3,252,891
III 一般管理費					
1. 給料			1,182,195		1,315,383
(1) 役員報酬		49,713		52,212	
(2) 給料・手当		1,064,091		1,176,113	
(3) 賞与		68,391		87,058	
2. 法定福利費			202,434		224,762
3. 退職金			3,089		2,718
4. 福利厚生費			3,982		4,986
5. 交際費			671		470
6. 寄付金			21		—
7. 旅費交通費			4,865		8,207
8. 事務委託費			108,634		101,257
9. 租税公課			75,603		74,403
10. 不動産賃借料			156,478		165,478
11. 退職給付費用			55,316		58,910
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,800		2,700
13. 賞与引当金繰入			217,291		262,025
14. 役員賞与引当金繰入			9,000		9,000
15. 固定資産減価償却費			34,022		44,996
16. 諸経費			48,013		51,609
一般管理費計			2,104,422		2,326,910
営業利益			55,185		234,466

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益					
1. 受取配当金			952		983
2. 受取利息			31		1,712
3. 助成金収入			500		500
4. 時効成立分配金・償還金			—		856
5. 雑収入			590		539
営業外収益計			2,074		4,591
V営業外費用					
1. 為替差損			9,366		1,886
2. 損失補填金			—		478
3. 雑損失			171		2
営業外費用計			9,537		2,367
経常利益			47,722		236,690
VI特別利益					
1. 投資有価証券売却益			12,192		25,145
特別利益計			12,192		25,145
VII特別損失					
1. 固定資産除却損	※ 1		251		0
2. 投資有価証券評価損			—		2,332
3. 投資有価証券売却損			2,551		132
特別損失計			2,802		2,465
税引前当期純利益			57,112		259,370
法人税、住民税及び事業税			25,455		97,144
法人税等調整額			△175		△30,997
当期純利益			31,832		193,223

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当期変動額								
当期純利益						31,832	31,832	31,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	31,832	31,832	31,832
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当期変動額			
当期純利益			31,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,209	9,209	9,209
当期変動額合計	9,209	9,209	41,042
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当期変動額								
当期純利益						193,223	193,223	193,223
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	193,223	193,223	193,223
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	1,041,039	4,353,829	5,731,497

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509
当期変動額			
当期純利益			193,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 10,607	△ 10,607	△ 10,607
当期変動額合計	△ 10,607	△ 10,607	182,616
当期末残高	627	627	5,732,125

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

（1）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円 器具備品 130,925千円 その他 829千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 88,203千円 器具備品 145,733千円 その他 846千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 9千円 ソフトウェア 241千円	※1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めております。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	—
資産計	42,882	42,882	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,243,788	—	—
未収委託者報酬	786,210	—	—
未収運用受託報酬	372,799	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	—
合計	6,432,861	12,819	—

当事業年度（2025年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	11,189	11,189	—
資産計	11,189	11,189	—

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金・預金	5,454,528	—	—
未収委託者報酬	756,629	—	—
未収運用受託報酬	489,494	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	9,994	1,194	—
合計	6,710,647	1,194	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	42,882	—	42,882
資産計	—	42,882	—	42,882

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	11,189	—	11,189
資産計	—	11,189	—	11,189

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2024年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,451	6,599	△1,147
	小計	5,451	6,599	△1,147
合計		42,882	26,689	16,193

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は52,645千円であり、売却益の合計額は25,145千円、売却損の合計額は132千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	種類（*）	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）その他	5,560	4,442	1,117
	小計	5,560	4,442	1,117
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）その他	5,628	5,841	△213
	小計	5,628	5,841	△213
合計		11,189	10,284	904

（*）当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について2,332千円（その他有価証券の投資信託2,332千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1. 委託者報酬	3,815,873	3,919,250
2. 運用受託報酬	1,371,210	1,854,086
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	30,018	30,931
合計	5,227,102	5,814,269

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	459,728千円
退職給付費用	42,636千円
退職給付の支払額	△43,785千円
退職給付引当金の期末残高	458,579千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円
退職給付引当金	458,579千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	458,579千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 46,017千円

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 9,299千円

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	458,579千円
退職給付費用	40,956千円
退職給付の支払額	△28,772千円
退職給付引当金の期末残高	470,763千円

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	470,763千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,763千円
退職給付引当金	470,763千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	470,763千円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	47,420千円
----------------	----------

（注）退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,489千円
--------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金（注1）	14,253	3,226
賞与引当金	66,534	80,232
未払社会保険料	11,064	13,143
未払事業税	4,994	6,751
退職給付引当金	143,364	151,874
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,504
その他	24,800	25,431
小計	280,072	296,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△14,201	△249
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△59,459	△58,505
評価性引当額小計	△73,661	△58,754
繰延税金資産計	206,411	237,408
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	4,958	277
繰延税金負債計	4,958	277
繰延税金資産の純額	201,452	237,131

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	14,253	14,253
評価性引当額	—	—	△14,201	△14,201
繰延税金資産	—	—	52	52

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金14,253千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（*）	—	—	3,226	3,226
評価性引当額	—	—	△249	△249
繰延税金資産	—	—	2,977	2,977

（*）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

（*）税務上の繰越欠損金3,226千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産2,977千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	44.2 %

当事業年度（2025年3月31日）

法定実効税率	30.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9 %
住民税均等割	1.0 %
評価性引当額の増減	△5.7 %
所得税額控除	0.2 %
その他	△1.5 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	25.5 %

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4,051千円増加し、法人税等調整額が4,051千円減少しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	946,430

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	124	未払金	124

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う支払予定額(*)	1,018	未払金	1,018

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額です。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	—	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	589,853	未収運用受託報酬	161,495

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	—	投資一任契約の締結	投資一任契約(*)	902,619	未収運用受託報酬	284,245

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)		当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	5,126.56円	1 株当たり純資産額	5,295.26円
1 株当たり当期純利益	29.40円	1 株当たり当期純利益	178.49円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	31,832	当期純利益（千円）	193,223
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	31,832	普通株式に係る当期純利益（千円）	193,223
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082	普通株式の期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・資本金の額 324,279百万円（2025年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<信託事務の一部委託先>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 2025年3月末日現在	事業の内容
S M B C日興証券株式会社*	135,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	54,323	
岡三証券株式会社*	5,000	
第四北越証券株式会社*	600	
東武証券株式会社	420	
野村證券株式会社*	10,000	
八十二証券株式会社	3,000	
丸八証券株式会社	3,751	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
楽天証券株式会社	19,495	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

*新規買付のお申込みは受付けておりません。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2025年7月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 目論見書の使用を開始する日
 - ・ 信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・ 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載場合があります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

福村 寛

公認会計士

増田 美千子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同リサーチ&アクティブオープンの2024年7月2日から2025年6月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同リサーチ&アクティブオープンの2025年6月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。